



堺市立 消費生活センター

堺市堺区北瓦町2丁4番16号 (相談) 072-221-7146

令和5年度 お買物・くらしの川柳 募集中！



センター定期便Vol.4でも予告していましたが、消費者トラブルや日々のくらしをテーマとした川柳を募集しています。

応募方法は広報さかいや市ホームページよりご確認ください。

← <https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/shohi/event/kurasi-no-senryu.html>

高齢者の相談から（この引き落とし、なに！？）



【相談】 自宅に届いたクレジットカードの明細を確認したら、毎月1,000円くらいの引き落としがずっと続いている。これが何の代金なのかわからない。

実は・・・

センターの相談員と一緒に確認したところ、相談者が過去に登録した音楽のサブスクリプションの代金でした。

相談者は利用を続けている意識もなく、今後も必要ないとのことで解約の手続きを行うようご案内しました。



ポイント

- ・ サブスクリプションとは、月額課金や定額制の料金を支払うことで製品やサービスを利用できる仕組みのことです。
- ・ 「月額〇〇円で〇〇し放題！最初の〇カ月無料！」という広告を見て「お試しで無料期間だけ利用してみよう」と契約するケースが多いです。
- ・ 契約する時には、解約方法も確認しておきましょう。

困ったとき、悩んだときは消費生活センターへ

ココが

堺市立 消費生活センター

ツイッターやっています！

ココから→



住所 堺区北瓦町2丁4番16号 堺富士ビル6階（堺東駅前スク）

電話 (相談) 072-221-7146 (事務) 072-221-7908

FAX 072-221-2796

メール syoseise@city.sakai.lg.jp